●●●自治会（町内会・区）防犯カメラの設置及び運用に関する基準（ひな形）

　（趣旨）

第１条　この基準は、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成２８年佐倉市条例第２９号）第６条第１項の規定に基づき、●●●自治会（町内会・区）（以下「▲▲」という。）が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

　（設置目的）

第２条　▲▲が設置する防犯カメラの設置目的は、▲▲における犯罪を防止するものとする。

　（設置運用基準の遵守）

第３条　▲▲は、取り扱う映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のため、この基準を遵守しなければならない。

　（設置の場所等）

第４条　▲▲は、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮するものとする。

２　防犯カメラの設置年月日及び設置台数は、別表のとおりとする。

３　設置の場所及び撮影の範囲は、別表及び別紙図面のとおりとする。

　（設置の表示）

第５条　▲▲は、設置した防犯カメラについて、市民等が認識しやすい場所に防犯カメラを設置している旨並びに▲▲の名称及び連絡先を表示しなければならない。

　（防犯カメラ管理責任者等）

第６条　▲▲は、防犯カメラ及び映像データの取扱いを適正に行うため、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

２　防犯カメラ管理責任者は、別表のとおりとする。

３　防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者を指定しなければならない。

４　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得たときは、この限りでない。

５　前項ただし書の場合において、防犯カメラ又は映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に遅滞なく報告しなければならない。

　（防犯カメラ等の取扱いの委託等）

第７条　防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合において、▲▲は、防犯カメラ及び映像データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　前項前段に規定するものは、防犯カメラ管理責任者の選任及び防犯カメラ取扱担当者の指定を行い、▲▲に報告をするものとする。その者を変更したときも、同様とする。

　（映像データの保存期間並びに保存及び廃棄の方法）

第８条　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のために次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）映像データは、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者が見通すことのできない安全で管理が可能な場所で取り扱うこと。

（２）映像データは、撮影時の状態で保管すること。

（３）映像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えいを防ぐための安全対策の措置を講ずること。

（４）映像データの記録媒体の保存に際しては、施錠設備のある強固な金属ボックス等に収納する等盗難の防止のために必要な措置を講ずること。

（５）映像データの保存期間は、録画した日の翌日から起算して●●日以内とすること。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（６）保存期間を経過した映像データ及び防犯カメラを取りやめる場合の映像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、再生ができないよう適切に処理すること。

（７）映像データを提供した場合において、記録媒体の返却があったときは、記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、記録媒体から映像データの記録を完全に消去すること。

　（映像データの利用及び提供の制限）

第９条　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、次に掲げる場合を除き、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（１）法令等に定めがあるとき。

（２）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

２　映像データの閲覧及び提供に当たっては、提供を受ける者の機関等からの文書での依頼並びに本人確認ができるものを求める等身元の確認を行うとともに、提供を受ける者の機関等の名称、提供対象となる映像データの日時等を記録しておくものとする。この場合において、記録した文書等については、閲覧を行った日又は提供した記録媒体の返却があった日から１年間保存するものとする。

３　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、前項の規定により映像データを提供しようとするときは、相手方に対し次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

（１）映像データを適正に管理すること。

（２）映像データを目的以外の用途に利用しないこと。

（３）映像データを第三者へ無断で提供しないこと。

（４）映像データが必要でなくなったときは、速やかに▲▲に記録媒体の返却をすること。

（５）映像データを無断で複写しないこと。

　（守秘義務）

第１０条　防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ取扱担当者並びに防犯カメラ及び映像データを取り扱った者は、防犯カメラの運用により知り得た情報を漏らしてはならない。

　（苦情の対応）

第１１条　防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し市民等から苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理するよう努めるものとする。

２　苦情の申出を受けたときは、その内容及び対応を記録するものとする。この場合において、記録した文書については、対応が完了した日から１年間保存するものとする。

　　　附　則

　この基準は、令和●●年●●月●●日から施行する。